

令和5年度 いじめ防止基本方針

鹿児島市立西田小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、すべての児童生徒に関係する問題である。また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。一方で、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団として関係を調整しつつ課題を解決していく力を育てることも大切にしていける必要がある。

西田小学校では、この基本理念に基づいていじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携を十分に図ることに努める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）

（定義）

- (1) 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等の在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。
- (3) この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、「被害性」に着目していじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れや集団による無視をさせる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- 全教育活動を通して、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめ問題を考える週間の設定、校内人権月間における取組、道徳科の授業や特別活動、各教科指導の場において子どもたちが自らいじめ問題について考え、議論する活動や、校内で撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、子ども自身の主体的な活動を推進する。（「いじめ対策必携」、「ネットいじめリーフレット」の活用）
 - いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - 道徳や特別活動におけるソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング、構成的なグループエンカウンター等の導入に取り組む。
 - いじめを生まない解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
 - 「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりなど人権尊重の視点に立って教育活動を進める。
 - いじめに向かわせない態度、能力の育成を図る。
 - 児童会活動・児童総会等でのいじめの防止について、主体的な話し合いと取組を推進する。（標語・ポスター募集）
 - 日頃から、児童及び保護者との信頼関係を構築し、いじめ問題への取組の重要性について普及・啓発を行う。また地域や関係機関との連携を図ったりする。
 - 学校便りによる広報啓発はもちろん、PTA総会や校区青少年健全育成実行委員会での基本計画や取組状況の報告、情報交換等を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要である。大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

そのために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切であり、次の6項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。そして、気になることについて、日頃から教職員同士（職員連絡会、放課後、学年会など）や保護者（放課後、教育相談日、学級PTAなど）、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
○ アンケートの計画的な実施による情報の収集・共有	生活指導係 教育相談係	・「心と体の元気調べ」（4月・10月・1月）「Q-U」（6月）の実施
○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用	生活指導係 学年主任	・校内研修（生徒指導）や学年会での読み合わせと確認
○ 定期的な教育相談による児童生徒の状況の把握と、情報の共有	教育相談係	・教育相談（5月・11月）の実施
○ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及び活用	生活指導係	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配布と周知（4月）
○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝、準備の時間、昼休み時間の校内巡視（学年一人以上）
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	学年主任	・学校便りやPTAの会合

(3) いじめへの早期対応

いじめがあると確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認する等、組織的な対応を行う。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に対し、当該いじめに係わる情報を報告し、学校としての組織的な対応をとっていく。このとき、特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込んだり、報告を行わなかったりすることがないようにする。

ア 速やかな報告

- ・ 担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→生徒指導主任、教頭→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- 年度当初の職員会議（本基本方針や「いじめ対策必携」の確認）、職員研修「生徒指導」におけるいじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会等の周知を図る。

イ 事実確認の実施

(ア) 確認のための必要事項

- ・ いじめの状況(日時・場所・人数・様態 等)
- ・ いじめの動機や背景
- ・ 被害児童と加害児童の家庭環境及び日頃の言動や性格、その特徴
- ・ 本件について家庭が知っていること
- ・ 教職員や周辺児童が知っていること
- ・ これまでの問題行動等

(イ) 事実確認の計画

- ・ 事実確認のための役割分担
 - ・ 被害児童への聞き取り
 - ・ 周辺児童への聞き取り
 - ・ 加害児童への聞き取り
 - ・ 当該児童保護者への連絡
- いじめアンケートでの実態把握、いじめ対策委員会による検討をはじめ、必要に応じて関係機関・団体との連携を図ったケース会議を設定したり、チームで対応したりする。

ウ いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けた児童の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた児童の側に立ち、絶対に守り通そうという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員などを活用し、児童の心のケアを図るとともに、解決が図られた事案についても継続した見届けを行っていく。

いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

エ いじめを行った児童への対応

- いじめを行った児童からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。

その後は、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるようにする。当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。ケンカ両成敗的な指導はしない。

オ いじめを通報した児童への対応

- 学校は通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう、十分配慮する。また、勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分賞賛するとともに、守り通すこ

とをはっきり伝え、いじめを通報した児童の安全を確保することを徹底する。

カ いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

→ いじめている児童のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたらすぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

キ 保護者への対応

→ いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭を訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え協力を求める。

学校は、双方の保護者と連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床相談員などを活用する。

(4) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭、関係機関等との普段からの密接な連携を図る。

ア いじめについては「どの学校でも起こりうる」、「ネット上でのいじめ等ますます見えなくなっている」、「まだ気付いていないいじめがある」、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本方針をもち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことを、年度当初のPTAにおいて、家庭や地域に十分理解してもらう機会をもつ。

イ いじめに関して、学校は「いじめられている子どもを絶対を守る」姿勢を貫くことや、いじめている子どもに対しては、状況に応じて懲戒（具体的に提示）や出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくこと等学校として毅然とした方針を明確にしていく機会をもつ。

ウ PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会や校区まちづくり協議会との連携を図ったりする。

エ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

→ PTA役員会・理事会やPTA総会の場の設定、学校評議員会との連携、校区青少年健全育成実行委員会との連携を図る。（本計画の説明、学校便り等各種広報による積極的な啓発）

オ いじめの問題への対応については、いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療・福祉機関、法務局等）との適切な連携を図る。

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1
県警察本部（少年サポートセンター）	2 3 2 - 7 8 6 9
鹿児島西警察署	2 8 5 - 0 1 1 0
鹿児島中央駅前交番	2 5 4 - 7 4 2 0
県総合教育センター教育相談課	2 9 4 - 2 7 8 8
県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3
鹿児島市子供福祉課	2 2 4 - 1 1 1 1

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって解消と安易に判断することはできない。いじめが解消している状態として、次の2つの要件を満たす必要がある。

① いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。ただし、被害が重大な場合は、さらに長期間を設定するものとする。

学校はその期間が経過するまでは、被害児童、加害児童の様子を注視し、期間が過ぎた時点で解消の有無の判断を行う。万一、行為が止んでいない場合は改めて期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

解消の有無を判断する時点において、被害児童がいじめによる心身の苦痛を感じていないと認められること。そのために被害児童及び保護者と面談等を行って確認するものとする。

なお、いじめが解消していないと判断される段階では、学校は引き続き被害児童の安全安心を確保するとともに、再発の可能性も視野に入れて、被害児童、加害児童について日常的に注意深く観察していく。

5 いじめ対策委員会

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置や対応を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、本校職員、すべての保護者や児童、PTA総会、校区青少年健全育成大会等の場で本取組等を広く紹介し、学校のみではなく、家庭、地域ぐるみの組織としての対応を図る。

実践組織（学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割）

○ 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核としての役割

○ いじめの相談・通報の窓口としての役割

○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の定義及び範囲

(ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合（法第28条第1項第1号）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な被害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(イ) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（法第28条第1項第2号）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することもある。

(ウ) いじめの被害児童及び保護者からの申し立てにより疑いがあると認める場合被害児童及び保護者からの申し立てがあった時点で迅速に調査に着手する。

イ 重大事態への緊急対応

(ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。報告を受け、教育委員会職員が学校に派遣される場合は、指導・支援を受けながら適切な対応を進める。

(イ) 全校体制による緊急対応

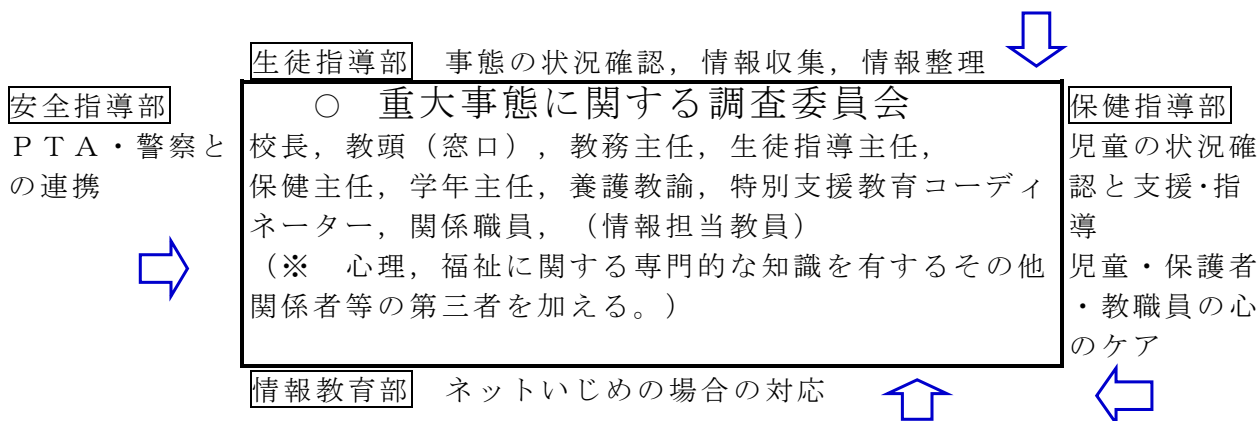
学校の「いじめ対策委員会」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。(事故対応フロー図参照→10へ)

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童生徒の状況確認と支援・指導、児童生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A ・ 警察等との連携など

(2) 調査組織の設置

調査組織については、公平性・中立性の確保の観点から学校の設置者が調査主体を判断する。

- 教育委員会に設置される附属期間において実施する場合(法第14条3項)
- 既存の学校のいじめ防止等の対策のための組織に第三者を加える場合(法第22条)
- 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合



イ 調査方針等の説明

被害児童、保護者の心情に寄り添うことを第一とし、信頼関係の構築を旨として対応する。調査実施の前に、以下の点を丁寧に説明する。

- 調査の目的・目標
- 調査の主体(組織の構成、人選)
- 調査時期・期間(スケジュール、経過報告)
- 調査事項(いじめの事実関係、学校の対応等)
- 調査対象(聞き取りの児童、教職員の範囲)
- 調査方法(アンケート様式、聞き取りの方法、手順)
- 調査結果の提供
- その他(外部への説明の仕方、今後のケアなど)

ウ 調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・ いじめを生んだ背景や事情、児童の人間関係にどのような問題があったかなど

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた児童生徒等の安全確保
- ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

意識不明等の病状や死亡により、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他（留意事項）

ア 心のケア

- ・ いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ 調査結果の提供及び報告等

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明を行う等、情報提供を適切に行う
- ・ 調査結果を踏まえ、被害児童には継続的なケアを行い、不登校になっている場合は、SC、SSW等の専門家とも連携し学校生活への復帰に向けた支援を行う。

エ 報道取材への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、教頭を窓口として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

7 評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に2回（7月・12月）及び保護者への学校評価アンケートを年に1回（11月）実施し、いじめ防止委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 本基本方針は4月に保護者へ説明するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

9 年間計画

	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○基本計画の確認 ○いじめを考える週間実施	○相談室やスクールカウンセラーの児童，保護者への周知 ○学級開き，学年開き ○連休前指導	○いじめ相談窓口の児童，保護者への周知 ○心と体の元気調べ実施	
5	○研修 ○ニコニコ月間の取組（6月） ○拡大いじめ対策委員会（心の教育推進会）			○PTA総会での基本計画の説明
6	○拡大いじめ対策委員会（心の教育推進会）	○インターネット教室実施（日曜参観）	○教育相談月間 ○Q-U実施	○日曜参観 ○学校評議員への授業の公開
7	○取組評価のアンケート実施 ○いじめ対策委員会	○長期休業前指導		
8	○研修（Q-Uの分析）	○研修（情報モラル指導）		
9	○いじめを考える週間実施 ○拡大いじめ対策委員会（心の教育推進会）			
10			○心と体の元気調べ実施	
11	○拡大いじめ対策委員会（心の教育推進会） ○取組評価のアンケート実施		○教育相談月間	○学校評議員への授業の公開 ○学校外部評価
12	○いじめ対策委員会	○人権月間の取組 ○人権教室の実施 ○休業前指導		
1			○心と体の元気調べ実施	○学校評議員への授業の公開
2	○拡大いじめ対策委員会（心の教育推進会）			
3	評価結果の検証と基本計画の見直し	○休業前指導		
通年	○校内のいじめに関する情報の収集（職員連絡会） ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育，体験活動の充実 ○分かる授業づくり	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	○あいさつ運動の実施（月に1回，第3金曜日）

鹿児島市
児童生徒に関する事故等調査委員会 事故対応フロー図

